

令和6年度農薬管理指導士更新研修会
「農薬の飛散防止対策と適正な廃棄方法について」

2025年2月

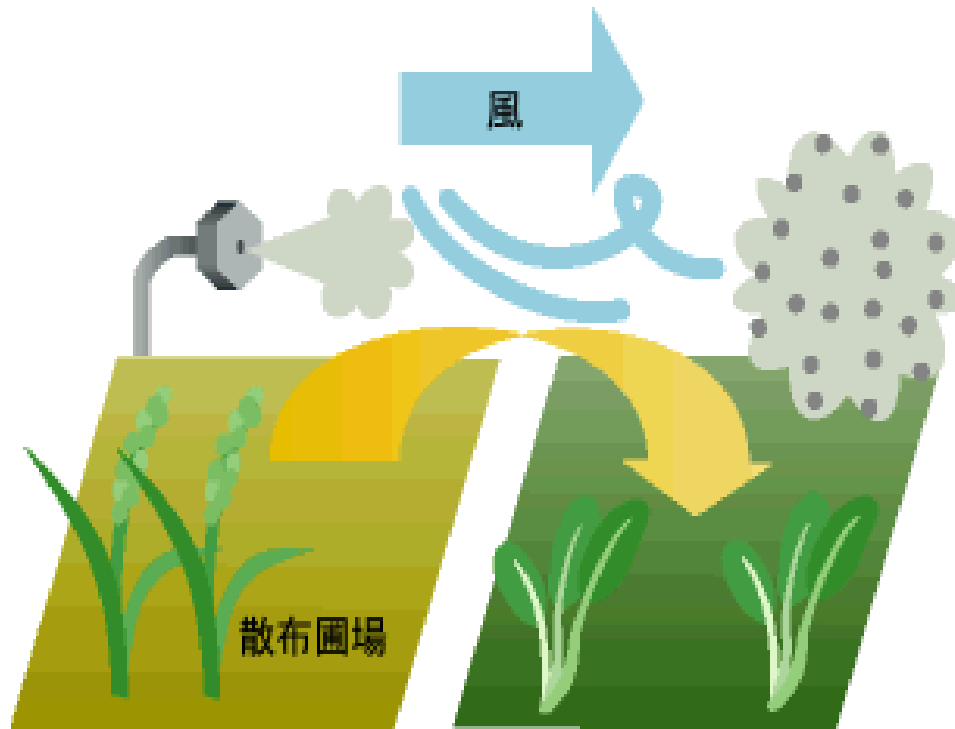
緑の安全推進協会

委嘱講師 山崎道晴

本日の内容

1. 農薬飛散防止対策について
2. 農薬の適正な廃棄について
3. その他

1. 農薬の飛散防止対策



農薬飛散（ドリフト）とは？

散布された農薬（粒子）が、目標物以外に飛散する現象

●ドリフトに伴う問題；

- 近隣の住民などとのトラブル
- 公共用水域への農薬混入など環境への影響
- 近隣の農作物への影響

適正使用と危害防止：ドリフトが起こりやすい要因

	条件	備考
風速	強い	秒速 3m以上では問題を生じやすい。
噴霧粒子	小さい	0.1mm以下でドリフトしやすい。
m/秒	風速の目安：陸上のようす (気象庁) http://weather-gpv.info/gw.php	
0~0.2	静穏。煙はまっすぐに昇る。	
0.3~1.5	風向きは煙がなびくのでわかるが、風見には感じない。	
1.6~3.3	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動きだす。	
3.4~5.4	木の葉や細かい小枝がたえず動く。軽く旗が開く。	
5.5~7.9	砂埃がたち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。	
8.0~10.7	葉のある灌木がゆれはじめる。池や沼の水面に波頭がたつ。	
10.8~13.8	大枝が動く。電線が鳴る。傘はさしにくい。	
13.9~17.1	樹木全体がゆれる。風に向かっては歩きにくい。(←強風注意報)	
.....		

散布法とドリフト程度

風向 



10m

20m

50m

手散布



ブームスプレーヤ



スピードスプレーヤ

資料: 日本植物防疫協会

JPPA

対策の概要

ドリフトを減らす対策（散布法の改善）

- ・基本的な散布操作の励行
- ・積極的なドリフト低減散布法

補完的な対策（散布法以外の対応）

ドリフトを減らす対策（散布法の改善）

基本的な散布操作の励行

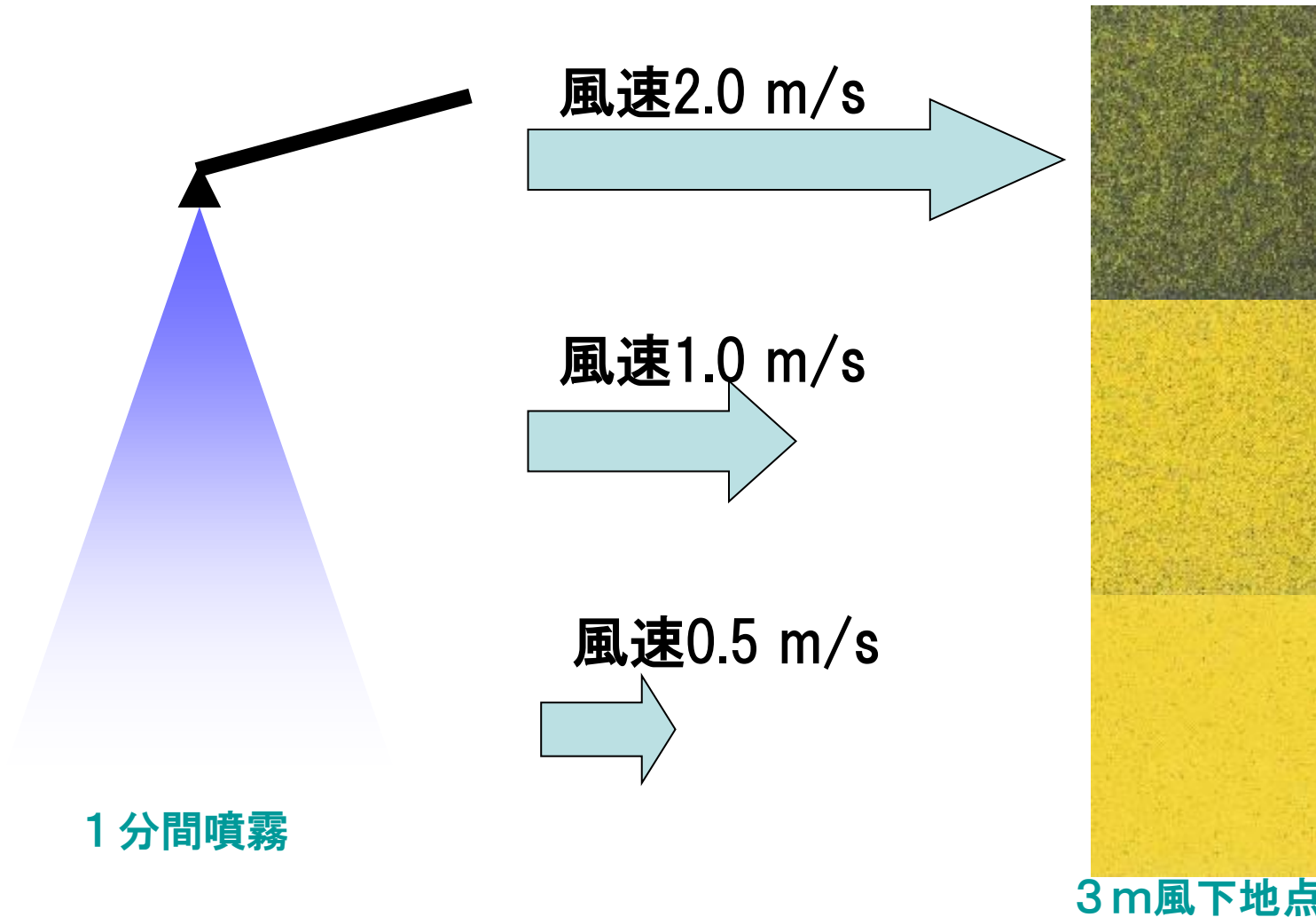
- 風が弱い時に風向に気を付けて散布する
- 散布の位置や方向に注意する
- 適切なノズルを用いて適正な圧力で散布する
- 適正な散布量で散布する

積極的なドリフト低減散布法の採用

- ドリフト低減ノズルの使用、など

基本的な散布操作 ①

風が弱い時に風向に気を付けて散布する



基本的な散布操作 ②

散布の方向や位置に注意する

作物を飛び越えたり、突き抜けを少なく

圃場の端部での散布操作に特に注意する！

散布は作物の近くから正確に！

風向

圃場中央部からのドリフト

圃場端部からのドリフト

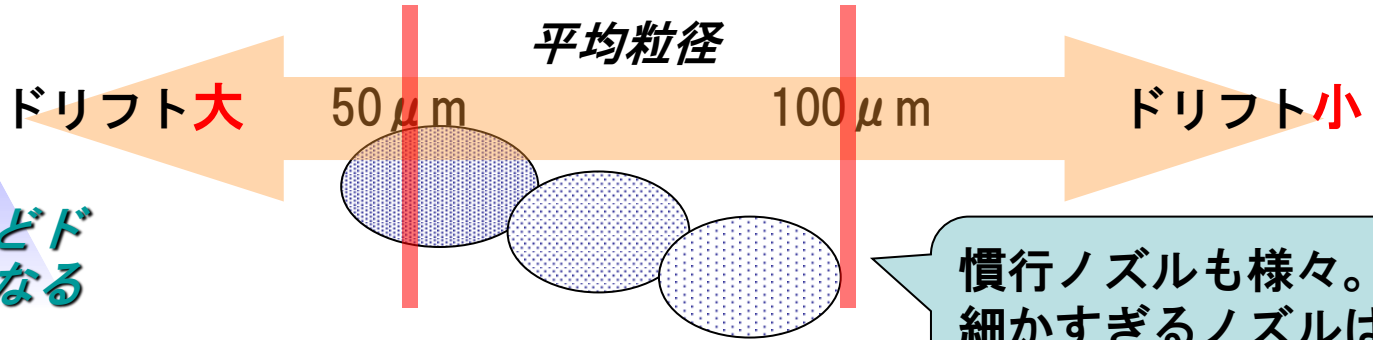
11

JPPA

基本的な散布操作 ③

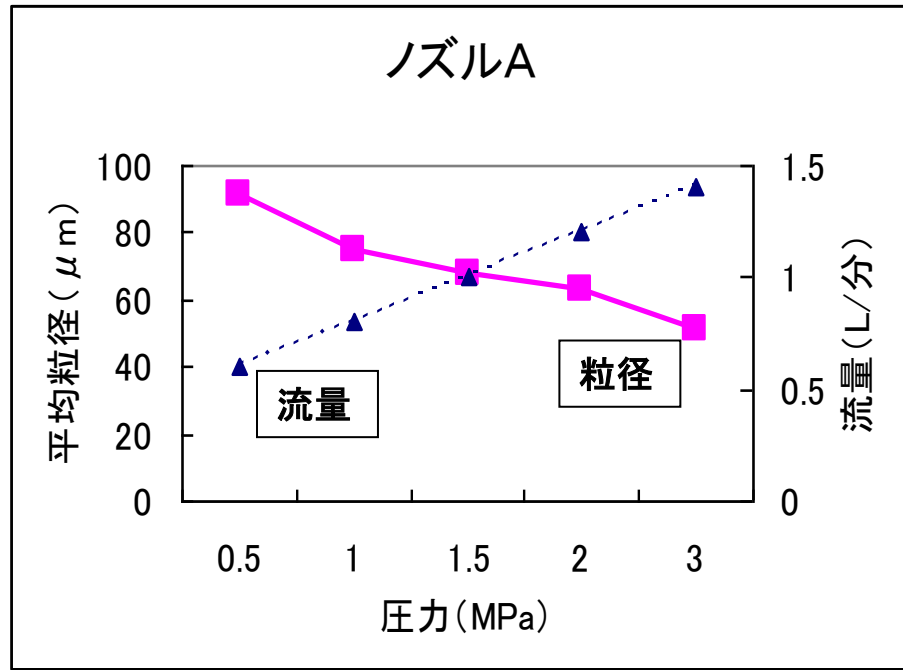
適切なノズルを用いて適正な圧力で散布する

粒径が小さいほどドリフトしやすくなる



慣行ノズルも様々。細かすぎるノズルはなるべく使用しない。

散布圧力を高めるほど微細になる！

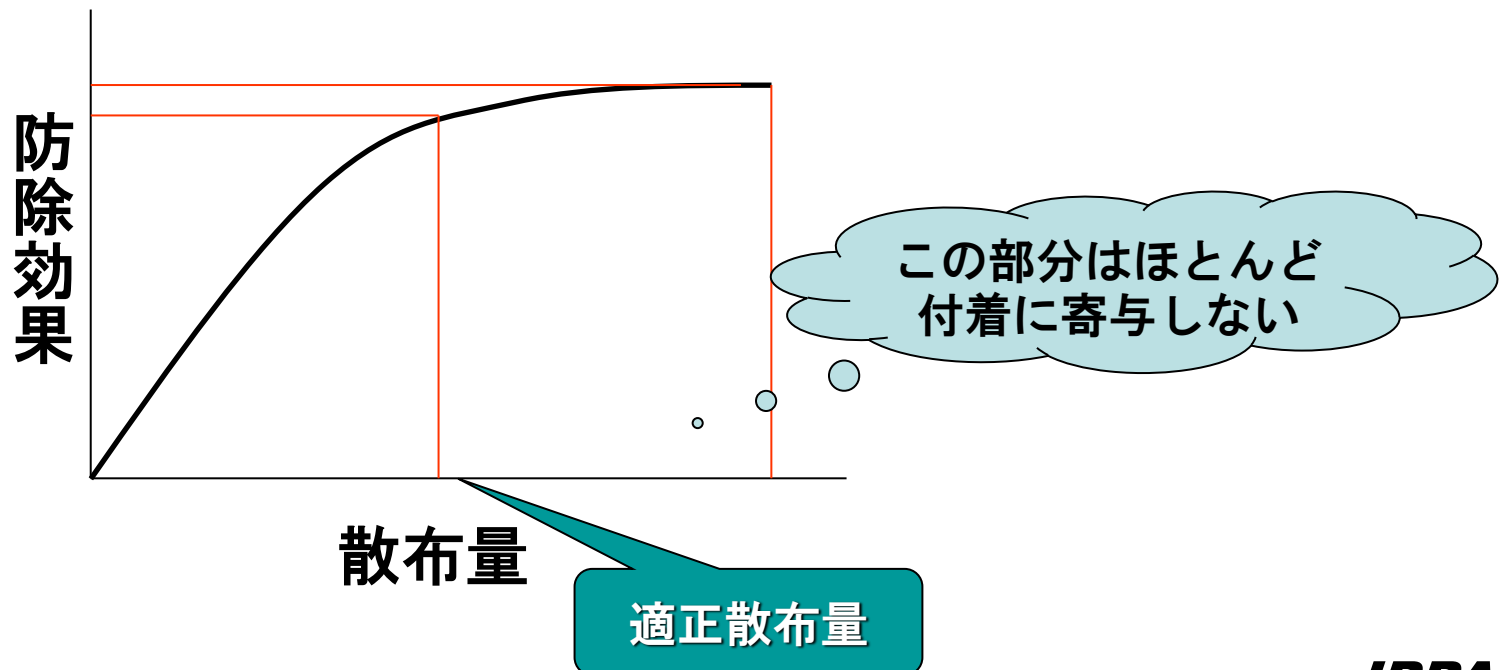


基本的な散布操作 ④

適正な散布量で散布する

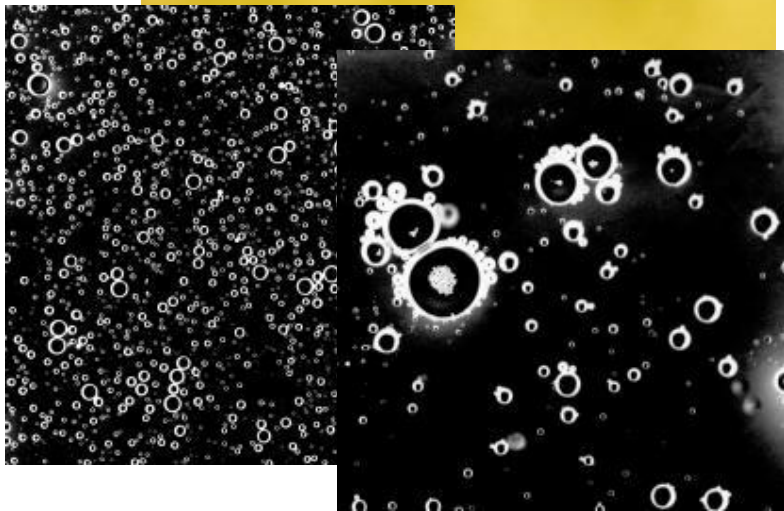
ドリフト量は散布量にほぼ正比例する！

適正散布量を超えた散布は無意味！



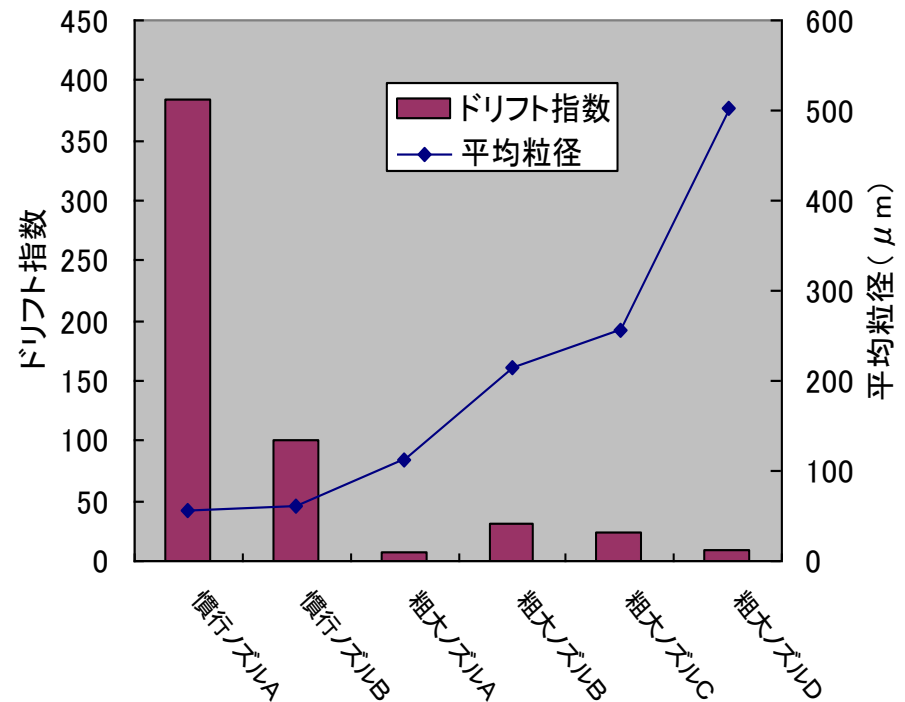
積極的なドリフト低減散布法

ドリフト低減ノズルを使用する



空気を混入したタイプが主流。
海外でも同様。

粗大粒径ノズルのドリフト低減効果(日植防研2005)



ドリフト指数: 風下一定範囲へのドリフト量の相対比。慣行ノズルBを100として表示。

樹木やほ場の状態にあわせて・・・

(農水省HPより)

樹体にあわせた風量の調節！



外側のノズルをストップ！



ノズルの交換でもこんなに違う！



遮風板を使うとより安心！



さらに・・・

飛散(ドリフト)低減ノズルの利用

乗用管理機のブームによる液剤散布



キャベツ畑で散布方向に追い風を受けた時、風下のリーフレタス、ほうれんそうへの残留濃度を測定。その結果、飛散低減ノズルでは慣行ノズルよりも残留濃度が数分の1程度に減少。

ただし、飛散を「ゼロ」に出来るものではない事を理解して散布する。

ドリフト低減ノズルのテスト風景



水稲、散布量 100L/10a



キャベツ、散布量 200L/10a



飛散防止カバー付の散布機

ドリフマスター（みのる産業）

近畿農政局（07.03.01検討会より）



被覆資材による飛散防止

(近畿農政局070301検討会より)



ソルゴー隔壁



トンネル



ネット



不織布(べたがけ)シート

農薬飛散防止ネットの活用

果樹用 ハシゴ型



簡易飛散防止型



2. 農薬の適正な廃棄について (廃棄物に関わる法規制)

廃棄物の判断フロー

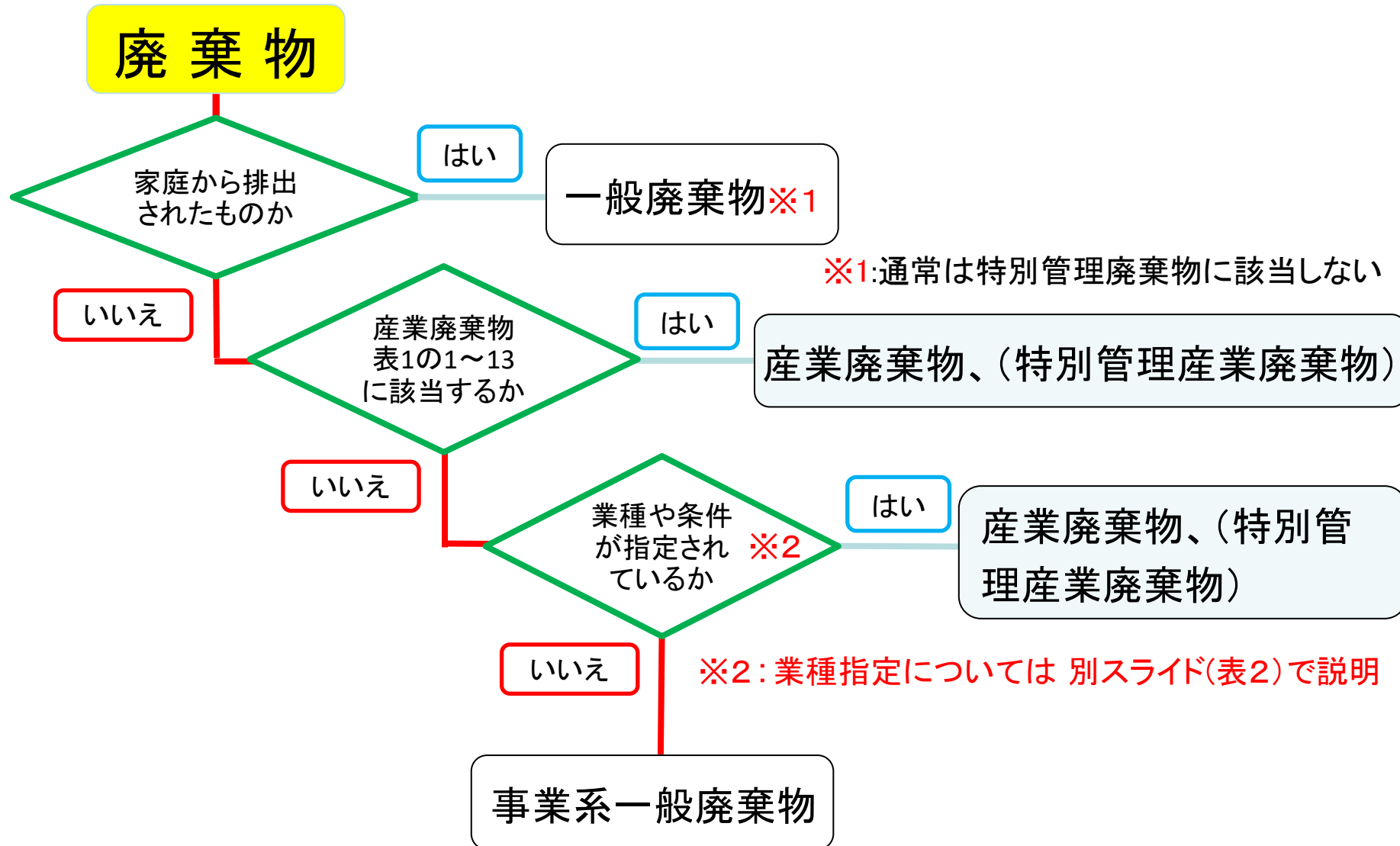


表1 産業廃棄物の20種類

1～13は全ての業種、14～20は業種や設備等が指定された廃棄物

(1) 燃え殻	(11) がれき類
(2) 汚泥	(12) ばいじん
(3) 廃油	(13) 産業廃棄物を処分するために処理したもの
(4) 廃酸	(14) 紙くず
(5) 廃アルカリ	(15) 木くず
(6) 廃プラスチック類	(16) 繊維くず
(7) ゴムくず	(17) 動植物性残さ
(8) 金属くず	(18) 動物系固形不要物
(9) ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	(19) 動物のふん尿
(10) 鉱さい	(20) 動物の死体

(2)～(5)が廃農薬関連

(6)、(8)、(9)、(14)、(15)が空容器や包材等の関連

表2 特定の条件下のみ廃棄物として判断される廃棄物一覧

	品目	業種	条件
1	紙くず	建設業	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)
		パルプ、紙又は紙加工品製造業	—
		新聞業	新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る
		出版業	印刷出版を行うものに限る
		製本業	—
		印刷加工業	—
		全業種	ポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染み込んだものに限る
2	木くず	建設業	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)
		木材又は木製品の製造業	家具の製造業を含む
		パルプ製造業	—
		輸入木材の卸売業	—
		物品賃貸業	—
		全業種	貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)
		全業種	ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだものに限る

全部で7品目 (3から7は次スライド)

表2 特定の条件下のみ廃棄物として判断される廃棄物一覧

3	繊維くず	建設業	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)
		繊維工業	衣服その他の繊維製品製造業を除く
		全業種	ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだものに限る
4	動植物性残渣	食料品製造業	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物に限る
		医薬品製造業	
		香料製造業	
5	動物系固形不要物	と畜場	と畜場においてとさつし、又は解体した牛、馬、豚、めん羊、山羊に限る
		食鳥処理場	食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥、鶏、あひる、七面鳥などに限る
6	動物のふん尿	酪農業	畜産農業に係るものに限る
		養豚業	
		養鶏業	
		食用牛生産業 など	
7	動物の死体	酪農業	畜産農業に係るものに限る
		養豚業	
		養鶏業	
		食用牛生産業 など	

農業関連廃棄物の分類及び法規制

廃棄物	廃棄物の発生場所	廃棄物の分類 ※	適用法令	規制内容
農業関連 廃棄物 (残農薬、 空容器、 ビニール 資材、等)	農家、 農業法人、 農協（JA）、 農薬研究所、 製造会社等	産業 廃棄物	廃棄物の処理と清 掃に関する法律 (廃掃法)	自ら適切に処分か産業廃 棄物処理業者に処理委託
		事業系 一般廃棄物		自ら適切に処分か自治体 又は処理業者に相談
	一般家庭 (非農家： 家庭園芸、 市民農園での 使用)	一般 廃棄物	廃掃法 容器包装に係る分 別収集及び再商品 化の促進等に関す る法律 (容器包装リサイ クル法)	原則は自治体に処理責任 可能な限り 3Rを図る

※: 特別管理廃棄物の記載は略

会員への注意: 有効期限切れの不要農薬は、ごく稀な例外を除いて利用価値が無く 廃棄物の扱いとなる。それらを農薬会社に引き取らせること及び農薬会社が引き取ることは廃掃法違反となるので、法コンプライアンスの観点から避ける

廃棄物の区分

廃棄物

廃掃法
※
の対象

産業廃棄物

産業廃棄物^注

(表1 に示す20種類)

特別管理産業廃棄物^注

注: 別スライドで説明

一般廃棄物

一般廃棄物(家庭ごみ)

事業系一般廃棄物

特別管理一般廃棄物

※: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃掃法の対象外

- 廃棄物の定義(固体状又は液状のもの)にあたらぬ排気ガスや温室効果ガスなど
- 例外 放射性物質及びその汚染物、漁網にかかった水産動植物等の一部、河川等を浚渫した土砂、等

処分を委託する場合は、該当する区分の許可を受けた収集運搬業者、処理業者と契約する

特別管理産業廃棄物(抜粋)

「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(引火点70℃未満の燃焼しやすいもの)
廃酸、廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH2.0以下の酸性廃液 著しい腐食性を有するpH12.5以上のアルカリ性廃液
特定有害産業廃棄物	揮発性の廃油、有害金属等※が基準に適合しない汚泥、廃酸又は廃アルカリ、廃PCB、PCB汚染物、等 ※: 重金属、PCB、有機リン(<u>パラチオン、メチルパラチオン、メチルジケトン、EPNのみ</u>)、チウラム、シマジン、有機塩素化合物、ダイオキシン類、等を一定濃度以上含有)
感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産業廃棄物(血液の付着した注射針、採血管等)

以下省略

参考:(公財)日本産業廃棄物処理振興センター講習資料

注: 残農薬は、性質や性状により特別管理産業廃棄物になる場合がある

廃掃法違反罰則

(排出事業者関連の主なものを抜粋)

違反内容	罰則	根拠条文
無許可業者に処理を委託 廃棄物処理施設を無許可で設置 不法投棄(未遂含む)、不法焼却	5年以下の懲役若しくは1000万円の罰金またはこの併科 (違反事項によっては法人に対して3億円以下の罰金)	法25条
契約書の作成義務違反 契約書への許可証の添付漏れ 管理票の5年義務違反など	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこの併科	法26条
管理票の虚偽記載 管理票の未交付 管理票の5年保存義務違反など	6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金	法29条

注：①廃棄物処理法で規定された罰則のほとんどには両罰規定が適用されるので、個人と法人の両方に罰則が適用される。

②処理基準に適合しない収集運搬、処分、保管については直罰はないが、適正処理の実施を確保するために運用の改善を命じられることがある。これを改善命令といい、従わなかった場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはその併科となる。

使用済み容器中の付着農薬の除去法

1. 紙袋の容器（ただし、紙パック、プラスチック袋及びアルミ蒸着袋は、後述の「1.2瓶や缶状の容器」に準ずる）

1) 薬剤散布機や希釈用容器に中身の農薬を移したのち、さらに袋を軽く叩いて内面への付着分を薬剤散布機や希釈用容器に入れる。

2) 眼に見えるような付着分がないことを確認し、たたくで保管する。

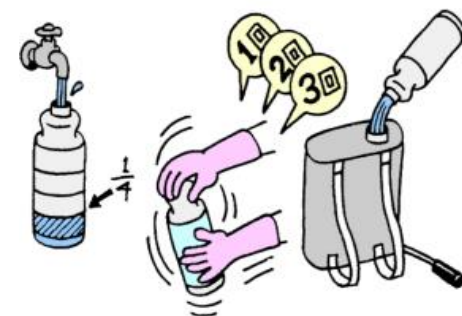


使用済み容器中の付着農薬の除去法

2. 瓶状や缶状の容器 (紙パック、プラスチック袋、アルミ蒸着袋など、中を洗える袋もこれに準ずる)

- 1) 薬剤散布機や希釈用容器に、中身の農薬をボタ落ちが無くなるまでさかさまにして移し終えたのち、容器の約1/4の水を加えて密栓し、よく振った後移し、散布液調製に使用する。
- 2) この操作を計3回繰り返し、眼に見えるような付着分が無いことを確認する。
- 3) 容器内の水をよく切り、まとめて保管する。

(注)「水による3回洗浄法」により、現在農薬容器に用いられている瓶や缶状容器の内部に通常付着している農薬のほぼ99.5%以上を除去できる。



原図出典: シンジェンタジャパン(株)

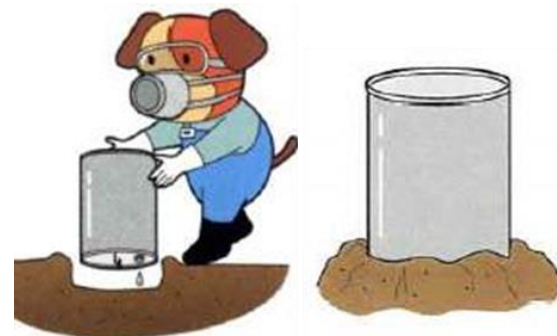
使用済み容器中の付着農薬の除去法

3. 揮発性農薬(例:クロルピクリン剤)の入った缶状の容器

- 1) 缶の中のクロルピクリン等はできる限り使い切る。
- 2) 缶の内面にわずかに付着した液は次の手順で処理し、空き缶は完全に臭気を抜く。

①付着液処理

- ・ 周囲に影響を及ぼさない場所に、小さな窪みを作り、缶の口栓をはずし、缶をさかさにし、窪みの中に収まるように倒立させる。
- ・ 缶が倒れないよう、土寄せをする。この時、缶の中の付着液が出やすくなるよう、傾かないように立てる。
(1～2日で缶の付着液はなくなる)



原図出典: クロルピクリン工業会

使用済み容器中の付着農薬の除去法

3. 揮発性農薬(例:クロルピクリン剤)の入った缶状の容器(続き)

2) 残臭処理(前記①に引き続いて)

<方法-1>

そのまま、周囲に影響を及ぼさない場所に1ヵ月ほど倒立させておく。その後缶を上向きにして臭いを確認する。臭いが残っていればさらに1週間静置し、完全に臭いがなくなるのを待つ。

<方法-2>(およそ3日で確実に臭気を抜く方法)

- ・ 口栓を開け、缶の底面に3、4箇所、穴を開ける。
- ・ 周囲に影響のない場所に、缶を横倒しにし、風通しが良くなるようにする。缶が風で転がらないように、2～3缶をロープ等で束ねておく。

3) 回収

残臭処理後、臭いが完全に抜けたことを確認して、ほ場から回収する。空き缶を処理業者等に出す場合は、臭気が完全に抜けていることを確認すること。

参照:クロルピクリン工業会 <http://www.chloropicrin.jp/fm/akikan.html>

使用済み容器中の付着農薬の除去法

4. エアゾール缶

- 1) 容器に不用意に穴をあけると内容物が噴出して危険なので、
容器に穴をあけない。
- 2) 中身がどうしても残ってしまった場合は、火気のない風通しの良い屋外で噴射音が消えるまで内容物を出しきる。この場合、ティッシュペーパーや新聞紙などに吹き付けるなどして、排出すると良い。 注：周囲に飛散しないよう気をつける。
- 3) 「ガス抜きキャップ」が装着されている容器では、使用方法に従う。
- 4) 指定された回収場所に出す。

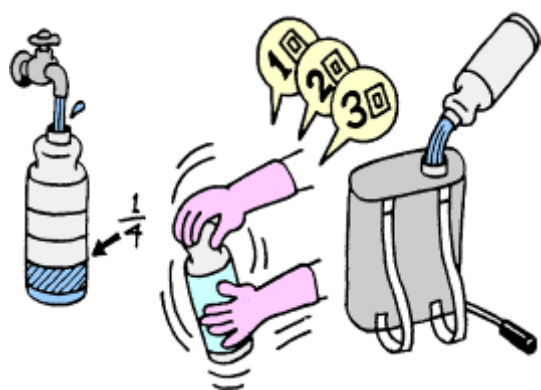
参考 : 日本エアゾール協会HP

<http://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>

参考：農薬の空容器の洗浄回数

(クroppライフジャパン試験成績より)

農薬(剤型)	1回の洗浄で除去した農薬量(%)	2回の洗浄で除去した農薬量(%)	3回の洗浄で除去した農薬量(%)
A(液剤)	98.45	99.43	>99.43
B(乳剤)	99.23	99.91	99.94
C(ゾル剤A)	97.44	99.78	99.92
D(ゾル剤B)	98.04	99.96	99.99



注：表中の数字は、4回実施した洗浄液総量に含まれていた農薬量を100として、各回の洗浄液に含まれていた農薬量をもとに除去率を算出し、累積除去率として表したものの。

原図出典：シンジェンタジャパン(株)資料

3. その他

- ・農産物直売所で販売される農産物に関する農薬の適正使用及び使用履歴の確認の徹底について
- ・クロールピクリン剤による農薬事故防止について

5消安第 5483 号
令和5年 12 月 19 日

消費・安全局農産安全管理課長

農産物直売所で販売される農産物に関する農薬の適正使用及び使用履歴の確認の徹底について

農産物直売所における**残留基準値の超過は**、多くの場合、直売所に出荷する**生産者（以下単に「生産者」という。）**が当該農作物に**適用のない農薬を使用したこと又は使用時期を遵守しなかったことが原因**となっています。これらの事案では、生産者における農薬の**適正使用に関する意識が極めて低い例が散見され**、生産、出荷の量に関わらず、**生産者に対して、農薬の使用に当たって遵守すべきルールを改めて周知・徹底することが必要**です。

1adb268cba950a7c351dcd62801a0673.pdf (nounavi-aomori.jp)

農林水産省の通知文書から抜粋

1. 生産者に対する適正使用の注意喚起について

(1) **管理者は**、直売所に訪れる生産者をはじめ、出荷の可能性のある**生産者を対象に**、別添のチラシ等を活用し、**農薬の適正使用に関する注意喚起を幅広く行う**こと。また、出荷の際に直売所を訪れた生産者に対して、定期的に農薬の適正使用に関する注意喚起を行うこと。

(2) **管理者は**、農薬の適正な取扱いに関する資格の取得や、都道府県が実施する研修への参加等、**農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるよう努める**こと。

2. 集荷の際の農薬の使用状況の確認について

管理者は、集荷の際、生産者に対して、農薬の**使用履歴を記載した帳簿の提出を求め**る等して、農薬の使用状況に**問題が無いことを確認**すること。

1adb268cba950a7c351dcd62801a0673.pdf (nounavi-aomori.jp)

農林水産省の通知文書から抜粋

残留基準の超過原因

(2010年～2020年)11年間120事例より

作物名

作物名	適用病害虫	希釈倍数	10a当り 使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	総使用回数
トマト	アブラムシ類	1000倍	100～300L	前日	2回	2回
はくさい	アオムシ、コナガ	1500倍		7日	3回	3回

※使い方：散布



【効果・薬害等の注意】

- あぶらな科やさいには薬害を・・・
- 〇〇〇剤との混用はさける・・・



【安全使用上の注意】

- 本剤は眼に対して刺激性が・・・
- 散布の際は、農薬用マスク、・・・
- 冷暗所にカギをかけて保管・・・

作物名

いわゆる「作物名」だけでなく、作物をグループ化した「大分類、中分類、小分類」の名称が書かれている

注意：作物名は植物学上の分類ではない

農薬登録における適用作物分類(例)

大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例
野菜類	うり類	うり類(未成熟)	きゅうり	乙事赤うり
			にがうり	つるれいし
			しろうり	あおうり、カリモリ、はぐらうり、青しまうり、くろうり、桂うり
			...	
		うり類(成熟)	かぼちゃ	日本かぼちゃ、西洋かぼちゃ、ペぽかぼちゃ(ズッキーニを除く)
			すいか	
	葉菜類	レタス類	非結球レタス	サラダ菜、リーフレタス、...
			エンダイブ	ニガチシャ、キクチシャ
			...	
		非結球あぶらな科葉菜類	こまつな	小松菜
			たかな	高菜、かつおな、せいさい、山形青菜、三池たかな
			なばな類	オータムポエム、こまつな(なばな栽培)、なばな(なのほな、はなな)、.....
...		
...		

この範囲の名称が「作物名」としてラベルに記載

旧分類による作物分類表

大グループ	中グループ	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例
野菜類	うり類(漬物用)	赤毛ウリ	モーウイ
		しろうり	あおうり、カリモリ、はぐらうり、青しまうり、くろうり、桂うり
		...	
	なばな類	あさまこな	朝熊小菜
		オータムポエム	アスパラ菜、愛味菜
		...	
	非結球レタス	かきちしゃ	サンチュ、チマサンチュ
		サラダ菜	バターヘッド型レタス、バターヘッド型たまぢしゃ
		リーフレタス	葉ちしゃ、チリメンチシャ、サニーレタス、...
		...	
...	

この範囲の名称が「作物名」としてラベルに記載

適用作物分類表の変更

(2019年4月1日)

変更前

2019年3月31日まで

食用・飼料用作物

果樹類

豆類(種実)

飼料作物

いも類

野菜類

きのこ類

米

麦類

-(その他)

雑穀類

上記以外

花き類・観葉植物

樹木類

芝

-(その他)

変更後

2019年4月1日から

食用・飼料用作物

果樹類

飼料作物

野菜類

きのこ類

穀類

-(その他)

上記以外

薬用作物

花き類・観葉植物

樹木類

芝

-(その他)

統合

統合

一部分割

赤: 大作物群
黒: 大グループ

間違いやすい作物

農薬登録における誤認しやすい農作物の例

2019年度農薬危害防止運動実施要綱より

1	だいず	えだまめ
2	いんげんまめ	さやいんげん
3	キャベツ	メキャベツ
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー
5	しょうが	葉しょうが
6	しょうが	うこん
7	たまねぎ	葉たまねぎ
8	レタス	非結球レタス
9	トマト	ミニトマト

10	ピーマン	ししとう
11	だいこん	はつかだいこん
12	しそ	しそ(花穂)
13	やまのいも	やまのいも(むかご)
14	さくら	食用さくら(葉)
15	てんさい	かえんさい
16	メロン	漬物用メロン
17	すいか	漬物用すいか



数字が同じ欄の左右は別作物名

18	とうもろこし(子実)	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく(花茎)	葉にんにく

そらまめ



未成熟そらまめ



そらまめ (※加工品)

「メロン」と「まくわうり」の品種

作物名

菊メロン

金俵

タイガーマロン

金太郎

ニューメロン

銀泉

まくわうり

プリンスメロン

ハミウリ

アムスメロン

アンデスメロン

エリザベスメロン

メロン

種子袋のキャッチコピー
「メロンの王様
ニューメロン
糖度の高い芳香メロン」

無料で出張講演
いたします!

生産者のための 農業とマスクのセミナー



のご案内

直売所や道の駅、地域の農業経営者や生産者の、 総会や研修会の追加企画としてご利用ください!

当セミナーは、場所をご提供いただいて、無料で資料の準備と講演などを実施しているものです。ご承諾のように農薬は農薬取扱法で厳しく管理されています。農薬を誤って使用したり、使用した農薬が隣接する作物に飛散したりすると収獲・出荷した農産物が残留基準値を超え、出荷停止、回収・廃棄等の処分を受けたり、被害を求められる場合があります。また、農薬使用者やその関係者が、中毒などの被害を受ける可能性があります。

そこで本セミナーでは生産者の皆様が農薬を正しく安全に使えるよう、農薬の専門家による説明、農薬用マスクの装着研修などを予定しております。

- 主な内容
- 「農薬の正しい使い方」
- 「正しいマスクのつけ方」

直売所や道の駅の総会や多くの生産者様の集会などの集いに、本セミナーを是非ご利用ください。開催についてのご依頼や申し込みは[お問い合わせ](mailto:yamasaki@midori-kyokai.com)をご覧ください。

参加者全員にプレゼント!



もももクラブライフジャパン (JICA農薬工業会) は、農薬を扱う70社以上の団体です。



「残留農薬基準値超過の防止」
などを研修し、農薬の適正な使用を
徹底しています。

無料で出張講演
いたします!

生産者のための 農業とマスクのセミナー

のご案内

FAX または Eメール からお申込みいただけます。

FAX申込書 必要事項をご記入のうえ、03-5209-2513 までFAXしてください。

(印がぬ)

お店の名前 _____

お店の形態 直売所 道の駅 その他 (_____)

代表者のお名前: (印がぬ) _____

担当者のお名前: (印がぬ) _____

ご住所 _____

電話番号 (_____) _____

メールアドレス _____

セミナーへの参加予定人数: _____

セミナーの希望日時: _____ 年 _____ 月 _____ 日 (曜日) _____ 時より開始

セミナーの希望時間: 1 時間 2 時間 その他 (_____)

Eメール yamasaki@midori-kyokai.com

(公社) 緑の安全推進協会農業相談室

- 件名には「農業とマスクのセミナー申込書」とご記入ください。
- 記載内容は、上記の FAX 申込書と同じ内容を記載ください。
なお、ご希望があれば電子版申込用紙を折り返し送付いたします。

ご相談・お問い合わせ

- ご質問等がありましたら (公社) 緑の安全推進協会農業相談室 (03-5209-2513) にご連絡ください。
- 開催日については、なるべく希望日時に応えるようにいたしますが、他の申込みと重なった場合にはご相談させていただきます。

いただいた個人情報については本セミナー以外の
目的には使用することはありません。

クラブライフジャパン <https://www.jpca.or.jp>
(公社) 緑の安全推進協会 midori@midori-kyokai.com

土壌燻蒸剤は適切に使用する！

6 消安第 4401 号
令和 6 年 11 月 5 日

北海道農政事務所消費・安全部長 殿
各地方農政局消費・安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

クロルピクリン剤による農業事故防止に対する更なる対策について

【内容】

クロルピクリン工業会が行う、クロルピクリン剤購入農家に対するチェックシート提出活動に協力し、クロルピクリン剤の適正使用の一層の徹底を図ること。

クロルピクリン剤の安全・適正な使用確認のためのチェックシート

★クロルピクリン剤(以下)は、強い刺激臭があり、使用後に被覆が必要な土壌消毒剤です。

南海クロールピクリン、カヤククロールピクリン、ニッカクロールピクリン、三井東庄クロールピクリン、クロピク80、ドジョウピクリン、ドロクロール、ダブルストッパー、ソイリーン、クロルピクリン錠剤、クロルピクリン錠剤 JM-MINAMI、クロピクフロー、クロピクフロー-MN、クロピクテープ

★つきましては、クロルピクリン剤を購入される際には、以下のチェックシート記入の御協力をお願いいたします。

クロルピクリン剤の使用によって周囲に迷惑をかけることがない様、必要に応じて周辺住民の方等に事前周知するとともに、私(法人の方は所属する生産組合)は次の事を遵守いたします(確認したら□に✓)。

- クロルピクリン剤の使用後は、ポリエチレンシート(膜厚 0.03mm 以上)、塩化ビニール等により、速やかに被覆を行います。(クロピクフロー、クロピクフロー-MNは被覆後に使用)
- クロルピクリン剤を住宅等に近い圃場で使用する際には、以下の対策を追加で検討します。
 - ①ガス難透過性の被覆資材(ハイバリアー、バリアースターVなど)を使用する。
 - ②高温時や住宅が風下になる場合などには、クロルピクリン剤の使用を控える。
- クロルピクリン剤を住宅等に近い圃場で使用する際に、上記①②の対応が難しい場合は、クロルピクリン剤以外の土壌消毒剤を使用することを検討します。

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/attach/pdf/info-13.pdf

【対策】 土壌燻蒸剤は適切に使用する！



出典:クロールピクリン工業会リーフレット

(公社)緑の安全推進協会では農薬安全対策事業の一環として、
「**無料(講演料及び交通費不要)の講師派遣事業**」を展開して
おります。勉強会等への講師派遣の希望がございましたら、
ご遠慮なくお申し込み下さい。

講演内容に応じた適任の講師を派遣致します。

本事業についての詳細は当協会のホームページ

(<https://www.midori-kyokai.com/>) をご覧願います。

電話でのご相談は **03-5209-2512** まで。

ご清聴ありがとうございました